

ハワイ共和国の反共和主義

—米国のハワイ併合における人種と帝国—

山倉明弘（天理大学アメリカス学会会員）

1. はじめに

1820年に初めてキリスト教宣教師がハワイに送られて以来、彼らを中心としたハワイ在住の白人たちはハワイ王国政府の要職に次々と就任し、王国政府運営に深くかかわるようになっていった。合衆国の帝国主義者たちが1890年代に近づくにつれて、反帝国主義者に對抗しながら、帝国主義的領土拡張の意欲を高めていく中、これらの白人たちはハワイに立憲主義（憲法による統治）を持ち込むことによって、ハワイ国王や首長らの力を抑え込んでいった。これらの白人たちの助言と指導で作成された1839年の権利宣言と1840年ハワイ王国憲法は、白人たちとハワイ人庶民の土地や財産を法の定める方法によらない限りは国王が奪えないようにすることによって、立憲的手段で王族や首長たちの権力を弱めた。1848年のグレート・マーヘレという土地政策は、米国先住民の土地を米国が奪ったのと同じ資本主義的な理屈と手法でハワイ人の土地を奪った。ハワイ国王がこの状況を打開するために日本との協力を模索するために日本の天皇を訪問し、その成果として1886年日布渡航条約が成立して、ハワイの日本人移民の権利が保護されることになり、その結果、ハワイ王国と日本の間に「官約移民」事業が始まった。こうした状況に脅威を感じた白人寡頭勢力は、王を理論的にも事実上も、ホノルルの白人有産階級に従属する存在にする1870年憲法を受け入れるよう国王を脅し、国王は屈服した。1893年になり、時の女王リリウオカラニは政府に勝る君主の権限を宣言し、女王の望むように仕えるようすべての閣僚に要求した。そして、選挙権をハワイ人臣民に限り、事実上白人住民に選挙権を否定する新憲法の制定を宣言した。白人寡頭勢力はハワイ駐在公使とホノルル停泊中の米国海軍軍艦の支援を得て、この事態に武力クーデターで対抗した。王朝は転覆され、1893年ハワイ暫定政府が成立した¹。

クーデターを実行し、合衆国によるハワイ併合をめざす勢力は、合衆国でハワイ併合派と併合反対派の対立が膠着状態となり、合衆国によるハワイ併合が実現しない事態に直面した時、彼らの政治基盤を固めようとハワイ共和国の成立へと動き、そのためにハワイ共和国憲法を制定した。共和国憲法はまったく新しい統治体制を構築するのではなく、アメリカ型の共和国を建設するためのものだったので、当然のことながら、アメリカの統治体制が持っていた人種主義も持ち込むことになった。白人寡頭勢力がハワイに持ち込もうと

していた共和政は、白人、ハワイ人、アジア系移民集団の間の平等をもたらさないよう、白人寡頭政治と共和制統治形態という本来相容れないはずの2つの制度の組み合わせを狙ったものだった。つまり、白人寡頭勢力が標榜した立憲主義は、民主主義的要素をできるだけ排除してハワイの政治・経済を支配するための方便であった。本稿はまず、白人寡頭勢力がハワイに樹立した共和国とは、そもそもなんであるかを明確にするために、合衆国の立憲主義における共和国概念を確認する。そのうえで、ハワイ共和国は共和国の名にふさわしかったのかを考察する。そのあと、ハワイ共和国成立から、ハワイが合衆国に併合され、合衆国という帝国の一部として吸収されるにいたるまでを分析して、その分析と通してハワイ併合史における人種主義と帝国主義の関係を論じる。その過程でハワイ史がアメリカ史につながる経路の一部を確認できる。

2. 米国立憲主義における共和国概念

政治学者ロジャーズ・スミスは、1776年に母国イングランドに反旗を翻して、アメリカ合衆国を建国したイングランド人の目的を「彼らがもはや英国王 (British crown) の臣民ではなく、人間の平等な権利を認める近代的自治共和国 (modern self-governing republics) を創造しつつあることを強調することだった。初期の頃からこれらの大義は、アメリカの裁判官や立法者たちにときおり、すべてのアメリカ市民 (all American citizens) は平等であると表明させた」と述べている²。スミスの論評の前半部分は、王制を倒すことによりハワイを支配し、合衆国に吸収させることを狙っていた白人寡頭勢力には、好都合であったろう。しかし、後半部分の「平等」の保障には慎重に対処しないと、ハワイ政治・経済の支配に支障が生じることになる。実際に、後に詳述するように、この共和政体の確保と平等の保障とをどう折り合いをつけるかが、白人たちのハワイ支配確立の要点となるのである。

米国建国期研究で名高い歴史家ゴードン・ウッズは、1776年の合衆国独立宣言を合衆国の信条を表す聖典の一つと紹介する³。史家、ポーリン・マイヤーは、その制定過程を綿密に分析し、「すべての人間は平等に創られた (All men are created equal)」と唱える万人平等論がどのように構築され、その後どのように解釈されていったかを論じる画期的、かつ脱構築的な著書の中で、アメリカ人の共和政体に対する信頼を次のように解説する。曰く、「18世紀には共和政体は平等社会には最も適していると一般的に考えられていた。そしてアメリカ人たちは、旧世界のヨーロッパ諸国を特徴づけている極端な富の偏りが自分達にはないことを意識して、彼らの社会と彼らが樹立しようとしていた連邦と州の政府の特徴として平等を受け入れるのが普通だった」⁴と。

比較政治学の権威、アリストイド・ゾルバーグは、次のように米国という国家の性格を説明する。米国が独立によって離脱した「旧世界では、人民は領土にくっついてやって来る。対照的に、州政府や連邦政府を通じて自ら構成したアメリカ国家は、政治的構成員の条件を設定したばかりでなく、文字通り、だれがその土地に住めるかを決定した」と。こ

の意味で、米国はまさに自然に成立した国家ではなく、初めから「意図された国家 (a nation by design)」だった。ただし、個人の意思でやって来る人々を積極的に受け入れる思想には、加入資格のある新参者だけに参加を認めるという問題が付きまとっていた⁵。

米国は、1898年の米西戦争の結果初めて、カリブ海域、太平洋、そしてアジアに海外領土を獲得し、人種、言語、宗教、生活習慣、法制度などが著しく異なると当時の米国市民たちが考える人々を多数抱え込むことになった。これら新領土を立州（合衆国憲法第4条第3節第1項の「加入条項」に基づいて、州として認められていない合衆国領土を既存の諸州と対等の関係で州として連邦に加入させ、合衆国の正式な一員とすること）させたり、あるいはその住民に米国市民権を与えたりすると、彼らにとっては異質な非白人集団を編入し統合するという困難に直面することになる。獲得領土を立州させないことは、それらを永続的に植民地にすることになり、合衆国憲法の規定になく、暗黙の想定すらしていない制度を創設することになる。このジレンマを合衆国は、法域（合衆国の法が及ぶ地域）に合衆国憲法の規定が十全に適用されない地域を作り出し、憲法が規定する権利を十分に与えない非白人の従属民を新たに作り出すことで乗り越えることになった⁶。したがって、これ以前の獲得領土は、たとえ実現に時間がかかっても、米国憲法とアメリカ法の定めるところに従って政治体制に組み込む必要があった。建国以前から存在した人種主義との衝突は十分に想定されたはずである。

ゾルバークが指摘した、それまで前例のなかった米国社会への、つまり、共和国への参加資格の問題が浮上したのだ。ゾルバークは、新生アメリカ合衆国は、建国の父祖であるベンジャミン・フランクリンやトーマス・ジェファソンによる国制の論評に依拠して、外国人を米国に編入し統合する際に主として、次の3つの判断基準に行き着いたと説明する。それらは、英語の使用、プロテスタント主義の信奉、そして民主的共和主義への適性である⁷。

では、当時の憲法とアメリカ法の規程では、新たな領土をどのように国家に組み込むことになっていたのか。合衆国憲法は、立州の法規として、いわゆる加入条項（第4条第3節第1項）と「領地またはその他の財産」条項（第4条第3節第2項）を持つ。加入条項は「連邦議会は、新しい州をこの連邦に加入させることができる」とごく簡潔にしか述べていないし、また、「領地またはその他の財産」条項も、「連邦議会は合衆国に属する領地を、また、その他の財産を処分する権限と、それらについて必要なすべての規則および規制条項を制定する権限とを持つ。この憲法のどの定めも、合衆国の権利、または、どれか特定の州の権利を侵害するもののように解釈してはならない」として、新しい州の加入（立州）が既存の州の不利益を招かないことを保障しているだけである。しかし、第4条第4節は、「合衆国は、この連邦のあらゆる州が共和政体〔傍点による強調は筆者〕を保持するよう保障する」としている⁸。

第4条第4節は「共和政体保障条項⁹」と呼ばれるが、「共和政体」という言葉が何を意味するかを合衆国憲法はまったく説明していない。アメリカ法のある大百科事典（全14巻）

は、共和政体を「政府の運営がすべての市民に開かれている政体」と説明する。「共和国 (republic)」という語は、「市民が、支配者の利益ではなく、自分たち自身の利益のために物事を運営する形態の政体」を指すと説明し、「共和政体保障条項」の「表現は曖昧であるが、憲法制定者たちは、あきらかに、君主や世襲の貴族が権力の座に昇るのを妨げることが意図していた」と指摘する¹⁰。アメリカの高等学校で使用される「公民」のある教科書には、「共和国とは、代表制民主主義 (a representative democracy) の言い換え」との解説がある¹¹。

ハワイ併合の終盤の議論にも、ほぼ同時期に進行した米西戦争にも、君主制に対する警戒感や反発と、共和政体に対する共感が反映されたと言ってもよい。後述の通り、1893年にクーデターによるハワイ王国転覆を実行した白人寡頭勢力は、乗っ取ったハワイを合衆国が迅速に併合してくれないと見て取り、とりあえず暫定政府樹立で時間を稼いだ後、合衆国による併合をめざすための「ハワイ共和国」という名の国家をハワイに樹立するが、本論の関心事は、それが「共和国」の名に値したか、である。また、合衆国が最終的にハワイを併合したときに、その合衆国政府が、立憲主義（憲法による統治）に基づき、共和政（＝代表制民主主義）と「被統治者の同意」という国是に忠実であったかどうかである。

3. ハワイ共和国時代のハワイ併合の動き、1894～1898年

(1) ハワイ共和国樹立の論理

合衆国国内の、とくに議会のハワイ併合派と併合反対派の対立が膠着状態となり、合衆国によるハワイ併合が簡単には実現しないことを悟ったハワイ暫定政府は、自分たちの統治基盤を固めようとハワイ共和国の成立へと動き、そのためにハワイ共和国憲法を制定することになる。ハワイ王国に医師兼宣教師としてやって来て米国市民権を放棄し、ハワイ国王カメハメハ3世の顧問と閣僚を務めたグリット・P・ジャッドという人物がいる。1845年にジャッドは、正当な土地の権利を持つすべての者にその土地の権利を与えるための委員会の設置を提案したことがあった。彼は、白人を含めたハワイ王国市民すべてに土地を売ることを許可する法律を望んだ¹²。ジャッドは、グレート・マーヘレ（土地分割）の実現に大いに寄与した。グレート・マーヘレとそれを基にした新たな土地政策は、ハワイの砂糖耕地経済の基礎、白人の政治・経済力の源泉となり、そのうえ、土地を失ったハワイ人の労働力を手軽に利用する機会を提供し、もってハワイ発展に不可欠な3要素、すなわち、安価な土地、安価なマネー、安価な労働力の少なくとも2つを提供した¹³。

そのジャッドのホノルル生まれの息子、アルバート・フランシス・ジャッドは、1873年1月13日から1874年2月17日までハワイ王国政府の法務大臣、1881年11月5日から1900年5月20日に亡くなるまでハワイ最高裁首席裁判官を務めた。つまりハワイが王国だった頃から、1893年に王政が転覆され暫定政府が樹立され、後述するように1894年にクーデター勢力によりハワイ共和国が樹立され、さらに1900年4月30日のハワイ基本法によりハ

ワイが正式に合衆国に編入される直後までハワイの最高裁判所首席裁判官の地位にあったのである¹⁴。

このジャッドが現役のハワイ共和国最高裁判所首席裁判官として『イェール・ロー・ジャーナル』にハワイ王政廃止と共和国憲法に関する論考を寄せているが、1893年1月の王政転覆から丸2年と経たない1894年12月の出版であり、執筆はその半年前の1894年9月7日、つまり、王制転覆クーデターのわずか1年半後である¹⁵。この論考は、その筆者の占めていた地位、執筆時期とハワイ共和国樹立の同時代性、およびその内容の点から、実に興味深い。

ジャッドの論考には、ハワイ共和国憲法の制定に着手した理由が述べてある。それによると、合衆国新大統領グローバー・クリブランドが、ハワイ暫定政府とハリソン前政権との間で交渉した併合案をふたたび議会に提出する気はないことが明らかとなったので、ハワイに「もっと永続的な形態の政府を樹立し、その中で人民がもっと発言権を持つような政府を樹立することへの道が明らかとなったようだ」として、ジャッドは「共和国の樹立が唯一の選択肢となった」と述べた¹⁶。ハワイ共和国憲法制定の方法としては、暫定政府の布告によるものと憲法制定会議の二つが考えられたが、後者が選択され、憲法制定会議委員が選挙で選ばれた¹⁷。このあたりは、合衆国憲法や諸州憲法の成立手続きの前例に倣ったものと理解できる。

1894年5月30日、共和国憲法制定会議初日に集まった35名の代議員のうち、先住ハワイ人は6名、先住民でないハワイ生まれは15名だったが、全員が「併合派と考えると安全な人々」であった。まったく新しい統治体制を構築するのではなく、アメリカ型の共和国を構築するのが会議の目的だった。だからと言って、十全に住民を代表する民主的な制度は当分の間実施できないことも白人寡頭勢力には明らかだった¹⁸。

暫定政府の行政委員会（実質的な行政府）のW・O・スミス委員は、この年の2月に、以前からハワイ王国政府の閣僚を務めていたローリン・A・サーストンに対し次のように述べていたが、史家ドナルド・ローランドは、当時の暫定政府関係者の残した数多くの文書に同様の見解が記されているとしている。スミス曰く、「現在の状況では、これらハワイ諸島は理想的な共和国には完全に不向きである（中略）。1887年に我々は権力を十分に掌握しないうちがまちがいを犯した [傍点による強調は筆者]。我々は、公平 (fair) であることに加え、公正 (just) であらねばならない。これらの島々で保護する値打ちのあるものは、次のような要求だけである。それは、権力 (authority) の中心に据えられた安全装置が決して外れないようにしっかりと固定され、簡単に外れないようにすることだ。一般的な表現で言えば、現状に合わせるために、寡頭制 (oligarchy) を代表政体 (a representative form of government) とどう組み合わせるかである」¹⁹。

筆者のような政治学の素人でも、寡頭政治による独裁と共和政体 (= 代表制民主主義) とは本質的に相いれないもので結合は不可能であることぐらい簡単に分かる。1887年に彼らが犯したという「まちがい」とは、1887年の銃剣憲法のことであることは言うまでもな

い。銃剣憲法は、当時のハワイ国王を脅して無理やり署名させたものであったが、ハワイのアメリカ人併合主義者にとっては、ハワイ国王の主権を奪い、ハワイ人と日本人移民の政治力を財産や英語運用能力が不十分という理由で大幅に制限した銃剣憲法でさえ、ハワイ人の権利の制限・剥奪という点では手ぬるかったのである。

共和国憲法制定会議は解決すべき多くの問題を抱えていたが、新ハワイ公使アルバート・S・ウィリスによれば、それらは統治機構の構造に加えて、「二か国にまたがった選挙権あるいは市民権、外国籍のままの選挙権あるいはハワイ共和国市民権、日本人や中国人や女性の選挙権、中国人移民、契約労働、そして併合問題」であった²⁰。史家ローランドは、選挙権と市民権の問題が最も複雑であったと論評したが²¹、当然である。王政を転覆したアメリカ人たちにとっては、減少しつつあった先住ハワイ人と増加しつつあった日本人の票の力を抑えつつ、アメリカ市民権を手放したくない白人たちには、アメリカ国籍のままでハワイ共和国の選挙権を与えなければならなかったのである。ハワイ共和国国民とならなくても、外国人のままで選挙権を含む様々な特権を獲得したことは、その約40年後に、日本がでっちあげた満洲国の国籍を取得することなく、在満洲日本帝国国民としての特権を享受した日本人の事例に酷似している²²。

(2) ハワイ共和国憲法の特徴

現役のハワイ最高裁判所首席裁判官ジャッドによる『イェール・ロー・ジャーナル』掲載の論考は、共和国憲法が合衆国憲法と違い、ハワイでの長い経験から二院制でなく一院制を採用したこと、大統領の任期を一期6年限りとしたこと、各省の長（つまり、閣僚）の役職名を米国のような長官（secretary）ではなく、ハワイ人の耳に威厳をもって響く大臣（minister）にしたこと、大統領が職務を果たせなくなったときの継承順位を決めたことなどは記している²³。しかし、非白人の権利を制限したことにはまったく触れていない。彼は白人寡頭勢力の有力な一員であったばかりでなく、ハワイの司法を代表する人物であっただけに、この言及の欠如の意味は大きい。

ハワイが合衆国の準州²⁴だった頃の1935年にハワイ共和国憲法の制定事情を著した史家ローランドは、白人勢力が、合衆国による併合をめざしていたので、暫定政府が共和国政体を取るべきであることは「前もって決めてあった」と説明する。「アメリカ式の共和国が樹立されることは保証されていた。政権与党の伝統がその線に沿っていた²⁵」のだ。その理由は、合衆国憲法第4条第4節が、「この連邦内のあらゆる州が共和政体（a Republican Form of Government）を保持するよう保証し」と規定していること以外に考えられない。合衆国憲法に限りなく近い憲法を設けることが合衆国による併合を容易にすると考えるのは自然である。ハワイを併合できるかどうかを議会で審議する時には併合の対象が共和国であることは好都合なのだ。

実際に、後に詳述するハワイ併合の実現に影響を与えた米西戦争の開戦のきっかけは、共和政と対置される専制君主制の国家スペインに弾圧されていたキューバ人にアメリカ人

の同情が集まったことであった。米西戦争とハワイ併合をつなぐ因果関係の一つが、米西戦争の歴史を書いた史家オトゥールによって紹介されている。それによると、米西戦争勃発の最大の原因がキューバ人のスペイン支配に対する反乱と独立運動であり、アメリカ国民が植民地支配者である君主国家に義憤を持ったことだという。当時のヨーロッパはほとんどが君主制国家であり、その君主制国家からの支配を脱して築いた共和政体は、ほとんど合衆国の独占事業であった。しかも、独立を目指すキューバ人を弾圧していたのは、旧世界における中世の独裁君主制を代表する存在であり、しかも、アングロ・サクソン・プロテスタントの自由主義の強敵だったのである²⁶。

共和国憲法発効の日として1894年7月4日の合衆国独立記念日が選ばれたのは、「(ハワイ)併合の車輪(推進力)にスポーク(車輪の外縁と軸をつなぐ細長い部品)をもう1本加える意味があった」と、史家ローランドは分析する²⁷。ハワイ共和国が合衆国と一体化する資格があることを訴えたと言える。以下に、ハワイ共和国憲法の特徴を論じるが、その際に、ジャッドが自身の論考で触れなかった非白人の権利の制限・否定に力点を置く²⁸。

共和国憲法は、1887年の銃剣憲法で採用した前文を設けず、また、前文の内容も受け継がなかった。銃剣憲法の「現行のハワイ王国憲法には、市民的権利を損ない、また、開明的立憲政府と相いれない多くの条項を含むので、新たな憲法を直ちに公布する」とする憲法制定の目的も省いている。王国転覆クーデターが、ハワイ国王の「誤った」政策をわざわざ否定する必要のないほど完璧な政権掌握だったということか。

銃剣憲法の第1条は、共和国憲法の第1条第1節にそっくり受け継がれている。つまり、神が人々を平等に創り、「生命、自由、そして、財産を獲得し、所有し、守る」権利を与えたという部分である。あたかも祭政一致と取れるような表現と、生命、自由、財産の権利にこだわる点が銃剣憲法と完全に同じである。

共和国憲法第1条第2節は、「政府は、公共善のために運営され、いかなる個人、一族、あるいは階級の利益、名誉、私的利益のためにも運営されない」と規定している。しかし、続く第3節で住民の行動に制限を加え、管理・監督を行うことを明言する。曰く、「しかしながら、議会は、法により、すべての人々の、あるいはすべての階級や国籍の人々の監督、登録、管理、および特定を規定する」と述べ、さらに「法によって、共和国へやって来るすべての人々の、あるいはすべての階級や国籍の人々の居住期間およびビジネスや雇用を制限することもできるものとする」と規定する。現代でも厳格な監視体制を敷いて国民をほぼ完全に管理している国家は存在するが、共和政を憲法で定めた国家の一部となることを目指していたとはとても思えないような統治方針である。人口の上では先住ハワイ人と日本人移民よりもはるかに劣勢な白人勢力が、本物の共和政では絶対的な政治的・経済的権益は握れないと考えていたのであろう。

「信教の自由」という標題のついた第2条は、銃剣憲法第2条と表現も内容もほとんど変わらず、土着の「神」とその信仰のあり方に憲法上の制限を加えている。「信教の自由」と題した条項で、「信教の制限」を規定するのである。制限されるのは、1887年の銃剣憲法

のときと同じく、キリスト教の実践ではなく先住ハワイ人古来の宗教実践である。

銃剣憲法と共和国憲法の第5条は共に、人身保護令状（ヘイビラス・コーパス）を規定している。違法な拘束を受けている疑いのある者の身柄を裁判所に提出させる令状のことで、イギリス・アメリカにおける人身の自由の保障において、極めて重要な役割を果たしている²⁹。しかし、共和国憲法の方は、この条項に但し書きを付け、「共和国に違法に入国した移民には、人身保護令状の恩恵を受ける資格がない」としている。ここには、当時の歴史的な脈に照らせば、中国人や日本人の不法移民に対する警戒が見える。ハワイ砂糖産業や砂糖耕地にとって、安価な労働力である移民労働者の管理は憲法に規定するほど重要だったと考えられる。

ハワイが立州を果たす1959年までハワイの政治・経済を支配して来た砂糖耕地主の利益を露骨に反映するのが公用収用権（Eminent Domain）という標題のついた第12条で、高圧的な銃剣憲法にもなかった条項である。そこには次のように書かれている。「私的財産は公共の用のために収用できる。また、農業、製粉、製造、採鉱、家事、公衆衛生の目的で鉄道、排水路、用水路、送水管、灌漑用水路を通すために、私人が他人の土地を通り抜ける通行権（right of way）が獲得できる。」一見「公共の利益のために」ともっともらしいが、よく読むと砂糖耕地主の利益が優先されているのが分かる。

共和国憲法は次いで第14条で共和制政府を樹立することを謳い、国名をハワイ共和国とすることを宣言する。次の第15条では、共和国の領土（territory）を、ハワイ王国の領土およびハワイ暫定政府の領土を構成する地域であると定めている。つまり、ハワイ王国の土地、および、それを転覆して樹立した暫定政府が支配した土地をすべて引き継ぐことを宣言したことになる。

たぶん、1887年の銃剣憲法の時と同じく、王制を転覆したアメリカ人たちにとって最重要事項は共和国の市民権とそれに付随するべき選挙権であつたらう。数の上では絶対的少数派であったアメリカ人たち（1893年王制転覆クーデター時でハワイ総人口の約2パーセント³⁰）にとっては死活的に重要だったはずである。先住ハワイ人にあからさまな差別はできないが、絶対少数派政権を維持・強化しようとするれば、先住ハワイ人の政治力を抑えなければならない³¹。在ハワイ米国公使スティーブズの後を襲ったウィリス公使は、憲法制定会議が取り組むべき課題として「二か国にまたがる選挙権や市民権、日本人や中国人や女性の選挙権、中国人移民、契約労働、そして併合」を挙げた³²。

日本人移民の問題は無視できなかった。人口が減少しつつあった先住ハワイ人に代わって砂糖耕地の重要な労働力となっていた日本人移民の存在によって、白人寡頭勢力はパラドックスに悩まされていた。日本人移民は同化できないので排除すべき存在ではあつたけれども、貴重な労働力としては包摂せざるを得なかったのである³³。そのうえ、日本人は外交上の厄介な問題だった。ローランドは次のように日本人の存在が最大の懸念だったと述べた。「最も警戒された人種集団は中国人と日本人だった。前者は長年にわたってハワイ諸島に住んで来て、また、ある程度ハワイ社会の経済・社会生活に同化しなければならな

ったので平等な選挙権の要求の背後にはある程度の権利表明があった。しかし、ここには外交上の厄介な問題はなかった。日本人の移住はもっと最近のことであるけれども、彼らの選挙権の要求の背後には日本政府の精力的活動の脅威があった³⁴。

共和国憲法第 17 条は、「ハワイ諸島内で生まれ、あるいはハワイ諸島内で帰化して、共和国内の法の支配を受ける人はだれでも、共和国の市民である」と定めた。この条文は、「ハワイ諸島内」を「合衆国内」に置き換え、「(ハワイ) 共和国」を「合衆国」に置き換えれば、奴隷制廃止後の 1868 年に発効した合衆国憲法第 14 修正第 1 節の冒頭部分と同じである。その冒頭部分は、合衆国市民権の生地主義 (*jus soli*) をアメリカ史上初めて確立したものである。ハワイにおける白人、アジア人移民 (中でも日本人移民)、ハワイ人の地政学的三者間闘争を分析したタロー・イワタによると、ハワイ共和国憲法はハワイの歴史で初めて、ハワイ諸島に生地主義を持ち込んだという³⁵。

共和国憲法が生地主義を採用したことの意味をイワタは、「合衆国流の生地主義原則をハワイに持ち込んだことは、このようにハワイ諸島で生まれた先住ハワイ人でない人々—その中には、白人に加えて、日本人や中国人のような「東洋人」が含まれる—に、先住ハワイ人と同等レベルの所属性を拡張した」と評価している³⁶。アメリカ人砂糖耕地主やアメリカ人実業家の利益のために、先住ハワイ人の特権を相対的に弱めるのに、市民権の生地主義が適していたのである。

生地主義市民権を有効活用するために、ハワイ共和国憲法第 17 条は第 2 節で、市民権に付随する「特別な権利」を規定する。第 2 節は、ハワイ王国を転覆させて設立したハワイ暫定政府の樹立に「積極的にかかわり、あるいは、かなりの貢献をした者」に「貢献証書」を発行し、彼らが「生得の市民権や忠誠先を損なうことなく、共和国市民権に付随するすべての特権を享受する資格がある」と規定する。ハワイの白人たちは、ハワイ共和国市民権に付随する特権を享受するのに、母国アメリカの市民権や母国への忠誠を放棄する必要がないのである。合衆国による将来のハワイ併合をもくろむ白人勢力にとっては当然の条項であつたらう。

第 17 条の生地主義市民権規程と対になっている重要規程は、第 18 条の帰化市民権規定である。その第 2 節はエイリアン (外国人) に帰化の条件として 10 項目を挙げているが、「英語の読み書きができること」(第 2 項)、「共和国憲法のあらゆる条項の全般的な意味と意図を、英語を使って自分の言葉で理知的に説明ができること」(第 4 項)、「ハワイ共和国との間に帰化権相互付与条約のある国の市民、あるいは臣民であること」(第 5 項)、「(地役権、譲渡抵当権などの) 土地に対する負担を除いて 200 ドル以上の価値のある土地を所有していること」(第 8 項) などがある。英語の読み書きに加えて、英語で共和国憲を説明する能力、および、200 ドル以上の価値のある土地の所有という当時の日本人移民には超えられそうもない高い障壁であることに加えて、「帰化権相互付与条約のある国の市民、あるいは臣民」という障壁には日本人移民が標的であることが明確に表れている。

共和国憲法はまた、第 74 条でハワイ共和国下院議員選挙における選挙権の制限を、第 76

条で上院議員選挙における選挙権制限を規定している。共に一定以上の財産を持たない者の選挙権を否定することにより、日本人移民を代表とするアジア移民、および先住ハワイ人の票の力を効果的に削いだ。「国王の土地」という標題の第 95 条は、これまで「国王の土地 (Crown Land)」と呼ばれていたものが「公有地 (public domain)」として「ハワイ政府の財産」となったことを宣言する。そのうえで、この公有地は、「法の定めるところに遵い、財産移転 (alienation) や他の用途の対象となることを宣言している。これも先住ハワイ人対策およびハワイ王国対策の主眼であったろう。先住アメリカ人 (インディアン) 対策と同じであり、1848 年のグレート・マーヘレの狙いはここに完成したと言える。憲法の末尾近くの第 101 条は、共和国政府の役職に就く者に、「ハワイ諸島において、君主制の統治を復活させたり、創設したりすることを促したり、支援したりすることを、直接的にも間接的にもしない」ことを宣誓するよう求めている。

次節では、この共和国憲法の究極の狙いであった合衆国によるハワイ併合がどのように実現したかを論じる。

4. ハワイ併合

(1) 1893 年第 1 次併合条約案 (取り下げ)

1893 年にハワイ王国転覆クーデターが成功し、ハワイに暫定政府が樹立されて約一か月後の 1893 年 2 月 14 日に、合衆国とハワイ暫定政府の間で併合条約案 (第一次) が調印された。条約案は、合衆国とハワイが歴史的関係で結ばれていると宣言し、「合衆国の不可欠な一部として」ハワイを併合することを定めていた。ハワイの立州には意図的にまったく触れていなかったが、これは併合に賛否両論があったため、できるだけ多くの分野で議会に完全な裁量を与えるためであった。それらの分野とは、併合領土の統治形態、市民権、住民の選挙権などである。また、東アジアからハワイ、および合衆国への移民を禁ずる条項も含まれていたが、それは合衆国の連邦法である中国人排斥法を損なうことはないという約言であった。当時の政策立案者たちにとっては、こうした人種主義、人種的信条、そしてそれらを支える社会秩序は、帝国主義的計画を実行するのに、予期して、説明して、そして取り除くべき障害であると理解していたと、史家エリック・ラヴは分析している³⁷。

1893 年 2 月 14 日に合衆国とハワイ暫定政府の間で調印された併合条約 (第一次) を、共和党のベンジャミン・ハリソン大統領は退任前に議会で承認させることはできなかった。3 月 4 日に就任した民主党のグローバー・クリーブランド新大統領が併合条約に反対し、併合条約は不成立に終わり、クリーブランドは条約案を取り下げた。ハワイ併合派と反併合派の闘いは、ハワイ共和国成立後に持ち越された³⁸。

(2) 1897 年第 2 次併合条約案 (批准に至らず)

白人支配層の狙いはあくまで合衆国によるハワイ併合であり、ハワイ共和国の樹立と維

持はその代替策であったので、共和国側は継続してクリーブランド政権にハワイ併合を働き掛けていた。そして、共和国憲法に現れていた地政学的要素、なかでも帝国日本のハワイへの影響力を封じるために在ハワイ日本人移民の力を抑え込む試みは、併合促進運動にも現れていた。

外交史家 H・ウェイン・モーガンによると、クリーブランド大統領はハワイのアメリカ人が、ハワイ人の意思に反して王国を転覆させたので併合条約を取り下げたという。ハワイ併合自体ではなく、そのやり方が気に入らなかったのだ。「いつ、いかなる時でも併合がまずいとは言わない。ハワイは交易と感情への配慮という手段で簡単に管理できるのに、なぜ併合に伴う諸問題を抱え込むという危険を冒さなければならないのか」とクリーブランドは側近に語ったという³⁹。

後任のウィリアム・マッキンレーが 1897 年 3 月 4 日に就任した 2 か月半後の 5 月 22 日、日本人移民ハワイ上陸拒否事件が起こっている。在ハワイ総領事の島村久は、日本人移民に対する公正な扱いを望むという声明を出し、合衆国政府とハワイ共和国はこれを脅しと受け取り警戒したという⁴⁰。

第 2 次ハワイ併合条約に関しては外交史家 H・ウェイン・モーガンが興味深い観察をしている。彼はまず、マッキンレー大統領は併合条約について無理をしなかったと述べた。上院の承認まで至らなくても併合条約を上院に提出したことで併合主義者の一部はある程度満足していたし、また、微妙な配慮の必要なキューバ問題を抱えているときに、ハワイ併合で新たな負担を抱え込みたくなかったからだ。しかし、その一方で、1897 年から 1898 年初めにかけてマッキンレーは、明らかにハワイ併合の考えに共感していた。併合主義者であることを公言している人物をハワイ公使に任命したマッキンレーは、「ハワイ問題を全般的な東洋政策の一部だとみていたし、その東洋政策はアメリカ外交と経済的権益をはるかに中国まで及ぶものとみていたのである」⁴¹。彼は、キューバ問題という難しい課題を抱えていたのでハワイ併合問題は静観していたのだが、1897 年から 1898 年初めにかけて、ハワイ併合に共感し始めた。日本人のハワイ浸透が気にかかっており、ハワイの問題は全般的「東洋」政策の一部となっていたのである。

1897 年 6 月 8 日、マッキンレー大統領は新たなハワイ併合条約を議会に提出すると決定し、6 月 16 日にその併合条約に署名した。第二次併合条約案である。外交史家マイケル・ウィリアム・モーガンによると、その内容は、移民事業という手段を通じた日本によるハワイ乗っ取りを防ぐ意図があったという。署名の日に合衆国国務省は日本に対し、ハワイと日本の間に存在する現存の条約は、日本と合衆国の間の条約に取って代わられるとし、したがって合衆国は、ハワイが日本に負っていた義務を引き継がないと通告した⁴²。

一方、ハワイでは先住ハワイ人たちが 1897 年 10 月 8 日、「市民委員会 (Citizens' Committee)」という組織を結成して集会を開催した。この委員会に関する情報はほとんど存在しないようであるが、集会では併合に反対する請願書を採択したという新聞報道が残っているという⁴³。同じ年の 12 月には、先住ハワイ人 2 万 1169 人がハワイ併合条約に抗議して、併合反

対の請願書に署名した。ハワイ史家のサイは、この抗議と請願書署名という行動の法的な意味を、合衆国がハワイ諸島に対する「時効取得 (acquisitive prescription)」を将来主張することに対して根本的な障害になることであると説明する⁴⁴。「時効取得」の「時効」とは、「(一般に) 長年の使用 [慣行] に基づいて認められる権利」⁴⁵のことを言うことから、「時効取得」とは、長年の使用や支配という実績で現実として領土を取得することになると考えられる。つまり、サイの説明によれば、併合反対の請願は、合衆国によるハワイ獲得を否定する法的根拠になり得るということである。

また、併合条約の承認には上院議員の3分の2以上の賛成が必要とされているが⁴⁶、併合条約承認には合衆国上院議員の間でも反対論が根強かったのである。独立宣言で「被統治者の同意 (the consent of the governed)」による統治を掲げて大英帝国から独立した合衆国としては、自らが帝国事業に乗り出すことになりかねない外国の独立国の併合と、それに伴う住民の支配には抵抗が大きくて当然である。1898年2月23日、マッキンレー大統領は、ハワイ共和国大統領サンフォード・D・ドールに、併合条約に必要な上院議員3分の2の賛成には足りないと言った。3分の2の超多数をはばんでいたのは、強硬な反帝国主義者、メイン州選出のトーマス・リード上院議員の存在で、彼の反対の根拠は、ハワイが併合されたら、そのうちに州に昇格して合衆国議会に代表を送ることになるからであった。そうすると、先住ハワイ人や日本人移民のハワイ生まれの子弟が議会に送り込まれることになる。マッキンレー合衆国大統領は、ドール共和国大統領に、併合条約否決に備えた代替案として上下両院合同決議を示唆した。つまり、上院の3分の2という超多数に代えて、上院、下院、それぞれの単純多数で併合条約の承認を得ようという案である⁴⁷。

(3) 上下両院合同決議案という奇策

前述のリード上院議員に典型的に見られる人種主義的反帝国主義に阻まれて順調に進まなかったハワイ併合条約には、太平洋の向こう側から助け船がやって来た。人種主義の抵抗を上回る帝国主義の追い風が吹いたのだ。先住ハワイ人が合衆国議会に送り込まれることを嫌悪する人種主義が、リード上院議員に「帝国は待てる」とハワイ併合にくぎを刺させたことは、ハワイの『パシフィック・コマーシャル・アドバタイザー』紙上で1898年2月23日に報道されていた⁴⁸。しかし、スペインに対する反感とスペインからの独立を目指すキューバ人に対する共感と同情は、ハワイ併合には追い風となった。1898年4月25日には合衆国議会がスペインに宣戦布告を決議し⁴⁹、5月1日にはジョージ・デューイ提督率いる米国アジア艦隊がマニラ湾に停泊していたスペイン艦隊を打ち破り、マニラを封鎖した。6月22日には米軍はキューバに上陸。8月12日にはスペイン軍は降伏し、12月10日はパリで停戦条約が結ばれ、合衆国の勝利が確定した⁵⁰。このように対スペイン戦争が進行し、アメリカの勝利に終わるさなかに、長年実現することのなかったハワイ併合が実現するである。

ただし、ハワイ併合は合衆国憲法の規定にはない方法で実現した。前述のように、併合条

約の承認には合衆国憲法第2条第2節第2項に規定する上院議員の3分の2以上の賛成が必要とされているが、マッキンレー大統領はアジアとカリブ海のスペイン領を引き継ぐ可能性が出てくると、ハワイの戦略上の重要性に鑑み、第2条第2節第2項を迂回する手段を検討した。合衆国大統領は、憲法第2条第8節第2項により「私は、合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽くして合衆国憲法を維持し、保護し、防衛することを厳粛に誓います」と宣誓して就任することになっているのに、である。

迂回策は、上院の3分の2の賛成に代えて、上下両院それぞれの単純多数の賛成で併合を実現しようとする手段である。それに応えるかのように、1898年5月3日、ハワイ共和国副大統領フランシス・ハッチ (Francis M. Hatch) は合衆国前国務長官ジョン・フォスターとフォスターの自宅で併合勢力の動員を話し合った。その翌日の5月4日、ネバダ州選出上院議員フランシス・ニューランドが上下両院合同決議案を提出した⁵¹。

繰り返しになるが、憲法2条第2節第2項は大統領だけに条約を締結する権限を与えており、その権限を行使する条件として「出席した上院議員の3分の2の同意」を定めている。それ以外の方法で併合条約を締結すると、大統領は合衆国憲法の埒外で行動したことになる。そもそも合衆国憲法はあえて言挙げした権限しか行使を認めていない。これを「列挙権限」と言い、そのように行使できる権限を憲法に列挙したものに限る政治体制を「制限政体 (limited government)」という⁵²。併合条約を締結する際にもこの憲法上の制約が適用されると考えるが自然であろう。

しかるに、マッキンレー政権はあえて合衆国憲法第2条第2節第2項の埒外でハワイ併合決議を勝ち取ろうとしていたので、それを審議した上院では当然のことながら、また、条約承認の権限を持たない下院でも強い反対意見が表明された。たとえば、テキサス州選出のトーマス・H・ボール下院議員は、1898年6月15日の下院での審議の際に「合同決議によるハワイ併合は違憲であり、不必要であり、無分別です (中略)。だってねえ、皆さん、こんな併合案がここに存在するのは、合法的にできないことを違法な手段でやろうという意図的な企ての結果ですよ」と述べた⁵³。

条約を承認する憲法上の権限を持つ上院は、少数派ではあったが、強烈な反対論を持った反帝国主義派の有力議員がいて、もっと手ごわかった。たとえば、ルイジアナ州選出のドネルソン・キャフェリー上院議員は、ハワイ併合が帝国への道の第一歩になると疑っていた。「これ (合同決議) は、征服と権力行使の大通りにつながる道ではないのか」と彼は問い、「この次はフィリピン、その次はアジア。どこが限度なのか。ハワイ併合のこの計略は帝国への道をこじ開ける楔に他ならない」とキャフェリーは批判した⁵⁴。

しかし、マッキンレー大統領は、信頼する側近の一人に語ったように、「我々は、カリフォルニアを必要としているように、ハワイを必要にしている。ハワイを手に入れることは、(神が定めた) 明白な運命だ」と語るほど併合にこだわっていた。彼のこだわりの原因は、ハワイが、(1) 中国や日本という豊かな市場への入り口であること、(2) キューバで起こった対スペインの反乱・独立運動のために供給が途絶えたキューバ産砂糖の代替供給地と

なること、(3) 米国西海岸、および中米で建設が提案されている運河へ通じる経路の防衛基地となることであった。史家デイビッド・トラックセルの表現によれば、マッキンレーは、「まだこの段階では、アメリカを帝国そのものにしようと考えているわけではなくても、アメリカの権力と影響力を拡大させることを考えていた」⁵⁵。ここにこそ、ハワイ史がアメリカ史、特にアメリカ帝国史につながる経路が見られる。

議会の審議の様子を『合衆国議会議事録』(*Congressional Record*) をふんだんに引用して詳細に論じたハワイ大学法科大学院教授ウイリアム・チャンは、合同決議の法的問題を2点指摘する。すなわち、(1) 合衆国には外国（この場合は、ハワイ）を支配する権限を獲得する行為能力がないこと、および、(2) 合衆国憲法にも、国家にも損傷を与えること。そして(2)に挙げた国家が被る損傷を2点あげる。すなわち、(1) 大統領に直接委任された外交権限を無効にすること、および、(2) 住民投票なしのハワイ併合は、被統治者の同意に由来する統治の正当性という根本的信条に違反すること⁵⁶。最後の「被統治者の同意」は、合衆国の建国理念をうたった1776年の「合衆国独立宣言」に記されている。つまり、チャンの主張によれば、ハワイ併合を実現した合同決議は、合衆国憲法の規程にも、独立宣言の建国理念にも違反していたことになる。

5. おわりに—白人寡頭勢力による支配の完成—

1898年7月7日、米西戦争の影響を受けてマッキンレー大統領は、ハワイ併合を認める上下両院合同決議に署名した⁵⁷。ハワイ併合はついに実現したが、その法的意味は何だったろう。これにより、ハワイの白人勢力がハワイ人からハワイを奪取し、ハワイ共和国が握ったハワイの主権が、合衆国の手に移ったことは確かである。しかし、合衆国議会は、新たに合衆国の領土になったハワイに、新しい地方政府の枠組みも、また、ハワイ諸島住人の米国市民権の枠組みもすぐには提供しなかった。進行中の戦争（米西戦争）とその後の余波に追われてそれどころではなかったのである。そこで合衆国議会は、ハワイ共和国政府に代わる統治機構をハワイに設置するまで、従来の統治活動を続けるようハワイ共和国政府に命じた。つまり、存在しなくなったはずのハワイ共和国は、アメリカ合衆国という共和国の中に存在する共和国としてもう2年間、解散しないで統治行為を続けることになったのである⁵⁸。

この不思議な法的地位が解消されるのは、1900年に合衆国議会在が法制化したハワイ基本法の成立をもってである。併合実現からハワイ基本法成立までの2年間は、ハワイの法的地位を決定した重要な時期で、ハワイ王国成立以来、白人勢力が着々として行ってきた立憲主義的支配が完成して、後のハワイの政治に重大な影響を与えることになる。1959年に実現したハワイ立州までの歴史と立州実現の要因を研究した政治学者ロジャー・ベルは、この2年間に「合衆国議会はハワイに課す明確な統治形態を検討した。激しい議論の対象となった選挙権要件と移民法という2つの問題は、ほとんどのハワイ在住白人にとっての最大

の関心事と関連があった。その関心事とは、合衆国憲法と高まりつつあった選挙権拡大要求という新たな統治的枠組み中で、どのように外国人が政治的権限を維持するかという問題であった」と主張した⁵⁹。

そもそも、「基本法 (organic act)」とは何であろうか。1879年の合衆国最高裁判所のある判決は、基本法の性格を次のように説明している。曰く、「テリトリーの基本法は、当地の政府の根本的法として憲法に代わるものである。また、テリトリー政府を拘束するものである。それでも合衆国議会が最高権威で合衆国人民のすべての権限を持つ」⁶⁰。1900年ハワイ基本法は6章と107節で構成され、各章に配置された全107節は、章が変わるごとに1から始まるのではなく、通し番号になっている。本論の関心に従って、以下にいくつかの節を選択的に検討する⁶¹。

まず、ハワイ基本法の正式名称は「ハワイ準州 (テリトリー) に政府を与える法 (An Act To provide a government for the Territory of Hawaii)」である。原文の末尾には、この法は「ハワイ基本法 (Hawaiian Organic Act)」と称してもよいと通称が示されている。また、「合衆国議会の上院と下院によって下記のように制定されるものとする」と謳い、合衆国上下両院が正式に承認したものであることが示されている。

第1章第4節は市民権条項で、「1898年8月12日の時点でハワイ共和国の市民であった者はだれでも、合衆国とハワイ準州の市民である」と規定する。1898年8月12日とは、ハワイ併合の合衆国上下両院決議にマッキンレー大統領が署名し、ハワイ併合が実現した日である。

第4節はさらに続けて、「1898年8月12日時点で、あるいはそれ以降、ハワイ諸島の住民であった合衆国の市民で、その後も1年間ハワイ準州に居住する者はだれでも、ハワイ準州の市民である」と、帰化市民権を規定する。1911年にホノルルで出版されたハワイ基本法の逐条解説は、「1894年 [ハワイ共和国] 憲法第17条の規定により、ハワイ諸島で生まれ、あるいは帰化し、ハワイ共和国の法の支配を受ける者はだれでも、ハワイ共和国の市民であった。1842年から1892年までの間に731人の中国人とひとりの日本人がハワイで帰化した。1892年以降は帰化した者は一人もいない」と述べている⁶²。

第5節は、ハワイ準州に合衆国憲法とアメリカ法のすべてが本土と等しく適用されることを規定した。これらの法に、白人と黒人以外の人々の帰化を否定した1870年帰化法⁶³と、中国人の移民を禁止した帰化法⁶⁴が含まれていたことは言うまでもない。こうしてハワイ基本法は、ハワイ準州における非白人の帰化と中国人の移民および帰化を効果的に禁止した。

つまり、ハワイ基本法により、ハワイは完全にアメリカ合衆国に統合され、ハワイ王国を転覆した白人寡頭勢力の意図はおおむね達成された。ハワイ共和国も、それに代わってハワイを統治することになる合衆国も、合衆国憲法と合衆国建国理念を曲げて効果的に、先住ハワイ人と非白人住民の統合・支配に成功したと言える。

注

- ¹ 詳細は、拙稿「19世紀末のハワイ王国滅亡における人種と帝国—立憲主義的ハワイ人支配の確立—」、『天理大学学報』、第259輯、2022年2月末出版予定。この中で、白人寡頭勢力によるハワイ人支配の立憲主義的論理を、主として1870年憲法の主な条項の意味を分析することで明らかにした。
- ² Rogers M. Smith, *Civic Ideals: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History* (New Haven: Yale University Press, 1997), 14.
- ³ Gordon S. Wood, “Dusting Off the Declaration,” book review of *American Scripture: Making the Declaration of Independence*, *The New York Review of Books*, August 14, 1997: <https://www.nybooks.com/articles/1997/08/14/dusting-off-the-declaration/> (2021年6月11日閲覧)
- ⁴ Paulin Maier, *American Scripture: Making the Declaration of Independence* (New York: Vintage Books, 1997), 191.
- ⁵ Aristide R. Zolberg, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006), 1, 51.
- ⁶ 詳細は、拙稿「米国の膨張主義と人種主義 —20世紀初頭の島嶼事件諸判決が産みだした「一国二制度」—」、『アメリカス研究』、第25号、2020年、1～21頁
- ⁷ Aristide R. Zolberg, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006), 56.
- ⁸ 翻訳の参考にしたのは、飛田茂雄『英米法律情報辞典』、研究社、2002年、545～546頁
- ⁹ 樋口範郎『アメリカ憲法』、弘文堂、2011年、13頁
- ¹⁰ “Republic,” *Gale Encyclopedia of American Law*, 3rd ed., vol. 8, 342.
- ¹¹ Clairece Feagin, *Your United States Government* (Austin, TX: Better Learning, 1988), 10.
- ¹² Lawrence H. Fuchs, *Hawaii Pono: “Hawaii the Excellent”: An Ethnic and Political History* (Honolulu: Bess Press, 1961), 25.
- ¹³ Noel J. Kent, *Hawaii: Islands under the Influence* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1983; 1993), 31, 35.
- ¹⁴ ジャッドの略歴については次を参照。“Albert Francis Judd,” Wikipedia: https://en.wikipedia.org/wiki/Albert_Francis_Judd; Accessed: May 18, 2020.
- ¹⁵ Albert Francis Judd, “The Constitution of the Republic of Hawaii,” *Yale Law Journal* 4:2 (December, 1894). 執筆日は60頁に記載。
- ¹⁶ Albert Francis Judd, “The Constitution of the Republic of Hawaii,” *Yale Law Journal* 4:2 (December, 1894), 53.
- ¹⁷ Albert Francis Judd, “The Constitution of the Republic of Hawaii,” *Yale Law Journal* 4:2 (December, 1894), 53-54.
- ¹⁸ Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 212-213.
- ¹⁹ Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical*

Review 4:3 (September, 1935), 213n54.

²⁰ *Foreign Relations of the United States, 1894, Appendix II*, 1320, cited in Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review*, 4:3 (September, 1935), 214n56.

²¹ Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 214.

²² 「満州にはそもそも国籍法がなかった。それは民族協和、王道国家の理想国家と満洲国を称しながら、日本国籍を離れて満洲国籍に移ることを峻拒し続けた在満日本人の心が原因」だったと日本近代政治思想史家の山室信一は説明する。山室信一『キメラ—満洲国の肖像—』、中公新書、1993年、298頁

²³ Albert Francis Judd, “The Constitution of the Republic of Hawaii,” *Yale Law Journal*.4:2 (December, 1894), 56-57.

²⁴ 準州とは、1787年制定の北西部条例の定めるところに従って、州昇格を約束された獲得テリトリー（領土）のこと。南北戦争前は、すべてのテリトリーが一定の条件を満たすという条件で州昇格を約束されていたが、1890年代の獲得テリトリーでは、州昇格を約束されないテリトリーが出現した。詳細は、拙稿「米国の膨張主義と人種主義—20世紀初頭の島嶼事件諸判決が産みだした「一国二制度」—」、『アメリカス研究』（電子版）、第25号、1～21頁、1ページ

http://www.tenri-u.ac.jp/tngai/americas/journal/25/jas2501_yamakura_akihiro.pdf

日本におけるアメリカ史研究では、州昇格を約束された“territory”を「準州」と和訳し、立州を前提としない獲得テリトリーと区別している。

²⁵ Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 213.

²⁶ G. J. A. O’Toole, *The Spanish War: An American Epic 1898* (New York: W. W. Norton, 1984), 59.

²⁷ Constitutional Convention minutes, June 26, 1894, cited in Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 220n80.

²⁸ ハワイ共和国憲法（The Constitution of the Republic of Hawaii）の条項は、次の文献に全文が採録されている。*Constitution of the Republic of Hawaii and Laws Passed by the Executive and Advisory Councils of the Republic* (Honolulu: Robert Crieve, Steam Book and Job Priner, 1895), pp. 75-123, HATHI Trust Digital Library HP:

<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015062354827&view=1up&seq=5>（2020年6月3日閲覧）；また、次のウェブサイトにはフルテキストが掲載されていて読みやすい。“The Constitution of the Republic of Hawaii,” Titus Coan Memorial Libraray HP:

<https://www.tc-lib.org/Misc/Laws/1894Constitution.html>（2020年6月3日閲覧）

共和国憲法との比較の対象である1887年憲法（ハワイ国王を脅して承認させたので、「銃

「憲法」と呼ばれる) のテキストとして、1893 年に出された次の合衆国議会報告書『ハワイ諸島関連文書』に転載された全文を使用する。“Constitution of the Hawaiian Islands, signed by His Majesty Kalakaua, July 6, and promulgated July 7, 1887,” United States Congress, *Papers and Documents Related to the Hawaiian Islands*, Senate Executive Documents no. 45, no. 57, no. 76, no. 77, 52d Congress, 2d Session (Washington: Government Printing office, 1893), pp. 50-59.

²⁹ 田中英夫編『英米法辞典』、東京大学出版会、1991 年、398 頁。

³⁰ Tom Coffman, *Nation Within: The History of American Occupation of Hawai‘i*, rev. ed. (Kāne‘ohe, HI: Epicenter, 1998), 65.

³¹ Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 214.

³² *Foreign Relations of the United States, 1894, Appendix II*, 1320, cited in Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 214n56.

³³ Lawrence H. Fuchs, *Hawaii Pono: “Hawaii the Excellent”: An Ethnic and Political History* (Honolulu: Bess Press, 1961), 35.

³⁴ Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 215.

³⁵ Taro Iwata, “Race and Citizenship as American Geopolitics: Japanese and Native Hawaiians in Hawaii, 1900-1941,” PhD. diss., University of Hawaii, June 2003, 188-189.

³⁶ Taro Iwata, “Race and Citizenship as American Geopolitics: Japanese and Native Hawaiians in Hawaii, 1900-1941,” PhD. diss., University of Hawaii, June 2003, p. 188.

³⁷ Eric T. Love, *Race over Empire: Racism & U.S. Imperialism, 1865-1900* (Chapel Hill, NC: The University of North Carolina, 2004), 76-78.

³⁸ Donald Rowland, “The Establishment of the Republic of Hawaii, 1893-1894,” *Pacific Historical Review* 4:3 (September, 1935), 202-203.

³⁹ H. Wayne Morgan, *America’s Road to Empire: The War with Spain and Overseas Expansion* (New York: John Wiley & Sons, 1967), 22.

⁴⁰ Michael William Morgan, “The Anti-Japanese Origins of the Hawaiian Annexation Treaty of 1897,” *Diplomatic History* 6:1 (Winger 1982), 40 ; 森田栄編・著『ハワイ日本人発展史』、真栄館 (ホノルル)、大正 4 年、577 頁

⁴¹ H. Wayne Morgan, *America’s Road to Empire: The War with Spain and Overseas Expansion* (New York: John Wiley, 1967), 22-23.

⁴² Michael William Morgan, “The Anti-Japanese Origins of the Hawaiian Annexation Treaty of 1897,” *Diplomatic History* 6:1 (Winger 1982), 43.

⁴³ Noenoe K. Silva, *Aloha Betrayed: Native Hawaiian Resistance to American Colonialism* (Durham and London: Duke University Press, 2004), 152-153.

-
- ⁴⁴ David Keanu Sai, “The American Occupation of the Hawaiian Kingdom: Beginning the Transition from Occupied to Restored State,” PhD. diss., December 2008, University of Hawaii, 129.
- ⁴⁵ 小山貞夫編著、『英米法律辞典』、研究社、2011年、862頁
- ⁴⁶ 合衆国憲法第2条第2節第2項は、大統領の権限として「大統領は、上院の助言を求め、かつその承認を得ることによって、条約を締結する権限を持つ。この場合、出席した上院議員の3分の2の同意を必要とする」と、大統領の条約締結の権限を語りながら、「上院議員の3分の2の同意」という条件も規定している。
- ⁴⁷ Tom Coffman, *Nation Within: The History of American Occupation of Hawai‘i*, rev. ed. (1998; London and Durham, 2016), 284.
- ⁴⁸ *Pacific Commercial Advertiser*, February 23, 1898, cited in Tom Coffman, *Nation Within: The History of American Occupation of Hawai‘i*, rev. ed. (1998; London and Durham: Duke University Press, 2016), 284, 336n17.
- ⁴⁹ David Keanu Sai, “The American Occupation of the Hawaiian Kingdom: Beginning the Transition from Occupied to Restored State,” PhD. diss., December 2008, University of Hawaii, 130.
- ⁵⁰ G. J. A. O’Toole, *The Spanish War: An American Epic 1898* (New York: W. W. Norton, 1984), 12
- ⁵¹ Coffman, *Nation Within: The History of American Occupation of Hawai‘i*, rev. ed. (1998; London and Durham, 2016), 302-303; David Keanu Sai, “The American Occupation of the Hawaiian Kingdom: Beginning the Transition from Occupied to Restored State,” PhD. diss., December 2008, University of Hawaii, 134.
- ⁵² 樋口範雄『はじめてのアメリカ法』、有斐閣、2010年、225頁。樋口範雄『アメリカ憲法』、弘文堂、平成23年、27頁。
- ⁵³ Thomas H. Ball, 31 *Cong. Rec.*, p. 5975, cited in Keanu Sai, “The U.S. Occupation of the Hawaiian Kingdom,” October 1, 2018, NEW (National Education Association) Today: <https://www.nea.org/advocating-for-change/new-from-nea/us-occupation-hawaiian-kingdom> (2021年7月2日閲覧)
- ⁵⁴ David Traxel, *1898: The Birth of the American Century* (New York: Knopf (1998), 215.
- ⁵⁵ David Traxel, *1898: The Birth of the American Century* (New York: Knopf (1998), 215.
- ⁵⁶ Williamson Chang, “Darkness over Hawaii: The Annexation Myth Is the Greatest Obstacle to Progress,” *Asian-Pacific Law & Policy Journal* 162 (2015), 75-76.
- ⁵⁷ United States Government. Public Law 103-50. 103 Congress, 23 November 1993; S.J. Res. 19. 王国転覆クーデター100周年の1998年に合衆国議会が行った謝罪決議（合衆国政府公法103-150号）
- ⁵⁸ Taro Iwata, “Race and Citizenship as American Geopolitics: Japanese and Native Hawaiians in Hawaii, 1900-1941,” PhD. diss., University of Hawaii, June 2003, 193.
- ⁵⁹ Roger Bell, *Last among Equals: Hawaiian Statehood and American Politics* (Honolulu:

University of Hawaii Press, 1984), 39.

⁶⁰ *First National Bank v. Yankton County*, 101 U.S. 129 (1879), 133.

⁶¹ 依拠するのは、デジタルライブラリーHATHI Trust に掲載の逐条解説付きハワイ基本法原文と原文の表現を変えずに視覚的に理解しやすくした編集版である。“An Act To provide a government for the Territory of Hawaii,” The U.S. Occupation website:

<https://www.hawaiiankingdom.org/us-organic-act-1900.shtml> (2020年1月27日閲覧)

⁶² *Organic Act of the Territory of Hawaii (as amended): Annotated* (Honolulu, Bulletin Publishing, July 2, 1911) (annotated by W. F. Frear), p. 9.

⁶³ 1870年までの帰化や市民権の歴史、および1870年帰化法の成立過程や議会での審議の詳細については、拙稿「アメリカ人の境界—1870年帰化法と非白人編入論争—」、『天理大学学报』、第255輯、2020年10月、29～57頁

⁶⁴ 1882年中国人排斥法の成立過程や議会での審議については、次が極めて詳細で有益。

Martin B. Gold, *Forbidden Citizens: Chinese Exclusion and the U.S. Congress: A Legislative History* (Alexandria, VA: TheCapitol.Net, 2012).